

# 佐賀市都市計画審議会（勉強会）次第

日時：令和6年5月22日（水）13時30分開会

場所：佐賀市役所 本庁4階 大会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 副部長あいさつ
- 4 会長選任
- 5 会長あいさつ
- 6 会長職務代理者の指名
- 7 配布資料の確認
- 8 会議の公開・非公開
- 9 勉強会  
「次期都市計画マスタープランについて」
- 10 その他
- 11 閉会

# 佐賀市都市計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第182号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、佐賀市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (2) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるところにより、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 9人以内
- (2) 市議会議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 住民の代表 2人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、会長の命を受け会務を処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 佐賀市都市計画審議会委員及び幹事名簿

(任期：令和6年5月1日～令和8年4月30日)

	分野	役 職	氏 名	備考
1号委員	都市工学	佐賀大学名誉教授	荒牧 軍治	
〃	〃	佐賀大学理工学部 教授	大串 浩一郎	
〃	環境衛生	佐賀大学教育学部 教授	岡島 俊哉	
〃	建築・景観	佐賀県建築士会 会長	小島 啓	
〃	その他	佐賀県バス・タクシー協会 理事	牛島 英人	
〃	法律・経済	佐賀県弁護士会 弁護士	奈良崎 真士	
〃	商工業	佐賀青年会議所 理事長	船津 和弥	
〃	農業	佐賀市農業委員会 会長	大園 敏明	
〃	土地・建物	佐賀県宅地建物取引業協会 会員	溝口 央介	
2号委員	市議会	佐賀市議会議員	江口 善己	
〃	〃	〃	川崎 健二	
〃	〃	〃	西岡 真一	
〃	〃	〃	久米 勝也	
〃	〃	〃	中村 宏志	
3号委員	関係行政機関	佐賀国道事務所 所長	大榎 謙	
〃	〃	佐賀土木事務所 所長	満石 孝司	
〃	〃	佐城農業振興センター センター長	豆田 和浩	
4号委員	住民代表	住民代表	梅崎 義高	
〃	〃	〃	高橋 朋子	

幹 事	都市戦略部長	稲又 宏之	
〃	都市戦略部副部長	豊田 幸孝	
〃	都市戦略部都市政策課長	福田 秀典	